

可茂衛生施設利用組合公告第1号

公募型プロポーザルの実施について

次期一般廃棄物処理施設整備基本構想策定業務の委託事業者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年5月17日

可茂衛生施設利用組合
管理者 富田 成輝

1 業務概要

- (1) 業務名称
次期一般廃棄物処理施設整備基本構想策定業務
- (2) 業務内容
次期一般廃棄物処理施設整備基本構想策定業務仕様書による。
- (3) 業務期間
契約締結の日から令和5年3月24日まで
- (4) 提案上限額
5,000,000円未満（消費税及び地方消費税の額（税率10%）を含む。）

2 プロポーザル参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本件プロポーザルに参加することとなった者（以下「参加者」という。）が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (2) プロポーザル公告日時点において可茂衛生施設利用組合（以下「本組合」という。）から指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (3) プロポーザル公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「再生手続開始の申立て」という。）がなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。
- (5) 可茂衛生施設利用組合が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成17

年訓令甲第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。

- (6) 建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を受けていること。
- (7) 5年以内(平成29年4月1日以降に契約し、令和4年3月31日時点で業務が完了しているもの。)に一般廃棄物処理施設の整備基本構想策定業務もしくは基本設計や実施設計の受注実績があること。

3 手続等

(1) 担当係

〒509-0247 岐阜県可児市塩河 839 番地
可茂衛生施設利用組合 建設推進室建設推進係
TEL : 0574-65-4111 FAX : 0574-65-3571
E-mail : kensetsusuishin@kamoeisei.jp

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和4年5月17日(火)から5月31日(火)までの日
※土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 配布場所

本組合担当係にて配布する。また、本組合ホームページよりダウンロード可能。

(3) 参加表明書類の提出

ア 受付期間

令和4年5月17日(火)から5月31日(火)まで
※土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

本組合担当係

ウ 提出方法

「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録」、「レターパック」、「持参」のいずれかの方法により提出とする。なお、郵送の場合、期間内に到着しなかった場合は失格とする。

エ 提出書類

- ㊦ プロポーザル参加表明書
- ㊧ 会社概要調書
- ㊨ 業務実績調書
- ㊩ 管理技術者業務実績等調書

(4) 企画提案書類及び参考見積書の提出

ア 受付期間

令和4年6月20日(月)から6月30日(木)まで

※土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

本組合担当係

ウ 提出方法

「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録」、「レターパック」、「持参」のいずれかの方法により提出とする。なお、郵送の場合、期間内に到着しなかった場合は失格とする。

エ 提出書類

㊦ 企画提案書類

㊧ 参考見積書

4 審査

(1) 一次審査

プロポーザル参加資格要件及び提出された参加表明書類の確認を行い、確認の結果、参加資格を有する者が5者以上ある場合は、一次審査を行う。

(2) 二次審査

企画提案書類及びプレゼンテーションの評価を行う。

(3) 優先交渉権者の決定

次期一般廃棄物処理施設整備基本構想策定業務受注者プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、一次審査、二次審査及び参考見積書の評価結果に基づき、最も評価の高い参加者を優先交渉権者に選定する。

なお、参加者が1者のみの場合は、当該1者について、審査委員会において優先交渉権者としての適否を審査する。

5 契約の締結

(1) 契約に際し、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、本組合との協議により必要な修正を行うことができるものとする。

(2) 仕様書の内容が確定したのち、見積合わせを行い、契約額を決定する。

(3) 交渉の結果、優先交渉権者との契約に至らなかった場合は、次点の者と交渉を行う。

(4) 契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。